

令和7年度 トップアスリート等活用事業実施要項

1 目的

千葉県体育・スポーツ振興条例に則り、競技力向上と地域スポーツの好循環を創出するため、オリンピック・パラリンピック選手やプロスポーツ選手、国民体育大会（国民スポーツ大会）等で活躍したトップアスリート（監督、コーチ、アスレティックトレーナー等を含む）を講師として体育・スポーツ関係団体の活動に派遣することにより、選手強化事業の成果を地域スポーツに還元するとともに、更なるスポーツ振興を図る。

2 主催

千葉県競技力向上推進本部（以下「推進本部」という。）

事務局：千葉県環境生活部 スポーツ・文化局 競技スポーツ振興課 競技スポーツ班内

Tel：043-223-4104 Fax：043-222-5716

3 派遣先

県内の学校、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、その他推進本部が認めた団体（以下「団体」という。）の活動とし、営利を目的とする事業は除く。

派遣申請が多数あった場合、主催者において派遣先の優先順位を決定する。

4 内容等

- （1）団体の活動に講師を派遣し技術指導・デモンストレーション・体験談講話等を実施する。
- （2）講師は原則としてオリンピック・パラリンピック選手やプロスポーツ選手、国民体育大会（国民スポーツ大会）等の参加経験を有し、本事業の目的に賛同した者とする。
- （3）1日の派遣につき2時間程度を原則とする。
- （4）活動計画及び当日の進行は団体が企画運営する。活動計画詳細について団体が講師に事前連絡し、講師の役割、服装、会場・用具準備等に遺漏ないように努める。

5 経費及び経費の対象

- （1）講師の報償費・保険料は推進本部が負担する。
- （2）必要な用具・消耗品等は、原則として派遣を希望する団体が準備する。
- （3）その他推進本部が認めるもの。

6 事故対応

派遣した講師については推進本部が加入する傷害保険の範囲で対応し、講師以外の参加者等については派遣先の団体の責任において対応する。

7 派遣手続き

◇FAXにて事務局へ申込書を送付する。確認後、担当よりご連絡致します。

申込〆切：令和7年6月～7月実施希望の場合 ➡ 令和7年4月25日（金）

令和7年8月～令和8年3月実施希望の場合 ➡ 令和7年5月30日（金）

